

金山町再生可能エネルギー導入目標及び地球温暖化対策実行計画策定事業
支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

金山町再生可能エネルギー導入目標及び地球温暖化対策実行計画策定事業支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、地域に適した地球温暖化対策実行計画の策定を行うことにより、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するとともに、地域課題の解決と地域の魅力向上による地方創生を目的とする。

(2) 業務の内容

金山町再生可能エネルギー導入目標及び地球温暖化対策実行計画策定事業支援業務

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年1月17日(金)まで

(4) 提案上限額

10,551,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(5) 担当部署及び書類提出先

金山町環境整備課環境下水道係(担当:黒沼)

郵便番号:999-5402

住所:山形県最上郡金山町大字金山324-1

TEL:0233-29-5631(直通)

FAX:0233-52-2004

メール:kankyogesui@town.kaneyama.yamagata.jp

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 本町の令和5・6年度競争指名入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加が制限されていない者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(4) 公告又は指名から契約までの期間において、金山町又は山形県から指名停止の措置を受けていない者

(5) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと、かつ、金山町暴力団排除設置要綱

- に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 過去に本案件と同種又は同程度と認められる国又は地方自治体から発注された業務実績を有すること。
- (7) 本業務に係る業務を十分に履行できる者であること。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和6年5月17日(金)
イ 参加申請書提出期限	令和6年5月27日(月)
ウ 質疑書提出期限	令和6年5月22日(水)
エ 質疑回答	令和6年5月24日(金)
オ 企画提案書提出期限	令和6年6月7日(金)
カ プレゼンテーション	令和6年6月12日(水) 予定(詳細は別途通知)
キ 審査結果通知・公表	令和6年6月14日(金) (予定)

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

- ア 提出期限 令和6年5月27日(月) 17時まで(必着)
- イ 提出書類 ①参加申請書(様式第1号) 代表者印を押印したもの1部
②参加資格要件確認書(様式第2号) 構成員毎に1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 1(5)に同じ。
- オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届(様式第3号)を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書(様式第4号)により受け付ける。

- ア 提出期限 令和6年5月22日(水) 17時まで(必着)
- イ 提出先 1(5)に同じ。
- ウ 提出方法

質疑書を電子メールにて担当まで送付すること。件名については「金山町再生可能エネルギー導入目標及び地球温暖化対策実行計画策定事業支援業務に関する

質問」とし、電話にて受信確認を行うこと。

エ 質疑への回答

令和6年5月24日（金）までに本町ホームページ上に公表する。なお、質疑を行った参加者名は公開しないものとする。

（4）企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和6年6月7日（金）17時まで（必着）

イ 提出書類

① 履行実績等（様式第5号）

履行実績等の添付書類については、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

② 業務実施体制図（様式第6号）

③ 企画提案書（様式自由）

企画提案書は、A4用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

④ 価格提案書（様式第7号）

ウ 提出部数 正本1部 副本1部 CD-R各1枚（CD-R電子データは押印省略可）

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1（5）に同じ。

4 評価方法等

（1）評価基準

別表「評価基準」のとおり。

（2）評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点が高い者を契約候補者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

（3）提案評価（プレゼンテーション）

ア 開催日 令和6年6月12日（水）を予定

提案者毎の集合時間・場所等は、別途通知する。

イ 時間 提案者毎の時間は、３５分（プレゼンテーション２０分、質疑応答１５分とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 参加人数 参加人数は、３人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

エ 注意事項

- ① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、町が決定する。
- ② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。
- ③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、１０部用意すること。
- ④ プレゼンテーションに当たり、町が用意するプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が持参すること。
- ⑤ プレゼンテーションは原則対面で実施する予定であるが、状況により実施方法の変更（オンラインによるプレゼンテーション）やプレゼンテーションを実施しないこともある。なお、プレゼンテーションを実施しない場合には、提出された企画提案書により審査を実施する。

（４）結果通知

評価結果は、令和６年６月１５日（金）に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

５ 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

６ その他

- （１）企画提案書の提出後、提案者が「２ 参加資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- （２）企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- （３）企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとす。
- （４）企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- （５）提出された資料は、返却しない。

- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (8) 本業務は、環境省「令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）第1号事業」の活用を予定しているため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。なお、補助金の交付に至らなかった場合には、事業化されないことがある。